

市政情報室の閲覧資料の貸出しに関する要綱

制定 平成12年4月1日

改正 平成19年4月1日

平成22年4月1日

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政情報室及び区役所区振興課(ただし、中区役所を除く。)と協働センター(ただし、雄踏及び細江協働センターを除く。)の市政情報コーナー(以下「市政情報室等」という。)の利用者の利便を図るため、閲覧図書の出しについて必要な事項を定める。

(貸出しの対象者)

第2条 貸出しの対象となるものは、浜松市情報公開条例第5条に規定するものとする。

(貸出し資料)

第3条 貸出しの対象となる資料は、市政情報室等に備える閲覧資料のうち、主管課から閲覧用のほかに貸出用として提供されたものとする。

(貸出し期間)

第4条 貸出しの期間は、7日間を基準として市長が指定する期間とする。

(貸出し手続)

第5条 貸出しを受けるものは、市政情報室等に備付けの貸出簿に必要事項を記入しなくてはならない。

(遵守事項)

第6条 貸出しを受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該貸出しを受けた資料は丁寧に扱い、これを破り、又は汚さないこと。
- (2) 貸出期間は厳守すること。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。